

●香川県告示第164号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する平成28年度事業計画を平成28年4月1日次のとおり決定した。

平成28年4月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
高松市	高松市庵治町、牟礼町牟礼及び香川町安原下第3号の各一部	平成29年3月31日まで	地籍調査
丸亀市	丸亀市川西町北、新浜町1丁目、新浜町2丁目、西平山町及び福島町並びに郡家町の一部	〃	地籍調査
坂出市	坂出市御供所町1丁目、御供所町2丁目、常盤町1丁目、常盤町2丁目、宮下町及び坂出町並びに中央町の一部	〃	地籍調査
観音寺市	観音寺市粟井町の一部	〃	地籍調査
小豆島町	小豆郡小豆島町坂手の一部	〃	地籍調査
三木町	木田郡三木町池戸及び井上の各一部	〃	地籍調査
宇多津町	綾歌郡宇多津町坂下及び塩浜並びに網ノ浦の一部	〃	地籍調査
琴平町	仲多度郡琴平町五條の一部	〃	地籍調査
多度津町	仲多度郡多度津町道福寺及び葛原の一部	〃	地籍調査
まんのう町	仲多度郡まんのう町炭所西の一部	〃	地籍調査